

神奈川県物品等に係る競争入札参加資格者等級格付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、競争入札の参加者の資格に関する規則（昭和40年規則第106号。以下「資格規則」という。）第4条第1項に定める物品等の調達に係る入札参加資格の認定を受けようとする者（以下「資格申請者」という。）の等級格付について必要事項を定め、もって公正な等級格付の実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において印刷等の業種とは、競争入札参加資格の申請の受付に係る公示に示された営業種目（以下「営業種目」という。）のうち「オフセット印刷」、「軽印刷」、「端物印刷」、「フォーム印刷」、「特殊印刷」、「縫製品」、「発電用機器材」及び「運搬・保管の請負」をいう。

(その他の知事が別に定める事項)

第2条の2 資格規則第4条第1項第6号で規定する「その他の知事が別に定める事項」は次のとおりとする。

- (1) ISO14001 認証取得
- (2) 一般財団法人持続性推進機構のエコアクション21 認証取得
- (3) かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度による認証状況
- (4) 障害者雇用状況
- (5) 神奈川県子ども・子育て支援推進条例認証状況
- (6) 女性活躍推進法認定状況
- (7) 再犯防止への取組状況
- (8) かながわサポートケア企業の認証状況
- (9) 健康経営優良法人の認定状況
- (10) 神奈川県消防団協力事業所の認定状況

(付与数値)

第3条 営業種目ごとに別表1から別表16までのそれぞれに該当する区分に対応する数値を付与するものとし、付与されたすべての数値の合計をもって当該資格申請者の総合数値とする。ただし、別表8から別表16の数値の合計は、15点を超えないものとする。

(等級格付)

第4条 知事は、前条に規定する総合数値に基づき、営業種目ごとに、資格申請者を総合数値の高い順に配し、各等級に対応する総合数値の範囲（以下「等級数値区分」という。）を設定して、これにより格付けする等級を決定することができる。

(等級区分の変更)

第4条の2 資格規則第8条第2項の「知事が特に必要があると認めるとき」とは、次に掲げる要件を申し出る者が全て備えているときとする。

- (1) 第4条により、物品等の調達に係る入札参加資格の等級区分の変更を希望する営業種目の格付等級が「A」に決定されていること。
- (2) 第2条の2第3号から第10号のいずれか一つ以上による数値の付与が、物品等の調達に

係る入札参加資格になされていること。

- (3) 第2条の2第3号から第10号により付与された数値を零とすることにより、等級区分の変更を希望する営業種目が「B」の等級数値区分に区分されることとなること。

(総合数値の扱い)

第4条の3 前条により等級区分の変更が認められる場合には、当該営業種目に係る総合数値は第2条の2第3号から第10号により付与される数値を零として扱うものとする。

(等級区分の変更の申出方法)

第4条の4 等級区分の変更を申し出る者は、等級変更申出書（別記様式）を知事に提出しなければならない。

(等級区分の変更の申出期間)

第4条の5 等級区分の変更の申出は、期間を定めて受け付けるものとする。

(随時認定に係る等級格付)

第5条 随時に行う認定に係る資格申請者に対する等級格付においては、前6条を準用する。この場合の等級数値区分は、当該有効期間に係る定期の認定時に使用した等級数値区分と同じものとする。

(再格付)

第6条 当該有効期間中に変更届により等級格付に関する事項に変動があった場合においても、原則として再格付けは行わないものとする。

(官公需適格組合の格付の特例)

第7条 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合のうち中小企業庁の官公需適格組合として証明を受けている組合にあっては、資格規則第4条に規定する数値について、次の各号に掲げる5者以内の組合員（以下「審査対象者」という。）の数値を合算した数値を組合の数値として申請することができる。

- (1) 当該組合の理事又は当該組合の理事が役員となっている法人であること
- (2) 同種の営業を1年以上営んでいる者
- (3) 最近1年間の事業税を納税している者

2 第1項の規定により申請しようとする組合は、規則第6条に定めるほか次の各号に掲げる書類を添付して申請するものとする。

- (1) 審査対象者にかかる規則第6条第2項に掲げる添付書類
- (2) 組合定款
- (3) 官公需共同受注規約
- (4) 役員名簿
- (5) 組合員名簿
- (6) 官公需適格組合証明書の写し

3 総合数値の算定方法については、次のとおりとする。

- (1) 年間平均の販売高又は受託高、自己資本額、職員数及び機械装置、車両運搬具の価格は、審査対象者の合計値とする。
- (2) 自己資本比率、流動比率及び営業年数は、審査対象者の平均値とする。

4 第1項により入札参加があると認定された適格組合は、次の各号の1に該当することとなったときは、速やかにその旨を届けなければならない。

(1) 第1項第1号に掲げる事項に変更があったとき。

(2) 審査対象者の住所、商号又は名称および代表者に変更があったとき。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか等級格付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要項は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成15年9月19日から施行する。

附 則

この要項は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年10月1日から施行する。ただし、平成27年3月31日までの有効期間の入札参加資格認定については、なお従前の例による。

附 則

1 この要項は、平成28年10月1日から施行する。

2 入札参加資格の認定の有効期間が平成29年3月31日までのものにあつては、なお従前の例による。

附 則

1 この要項は、平成30年4月1日から施行する。

2 入札参加資格の認定の有効期間が平成31年3月31日までのものにあつては、なお従前の例による。

附 則

1 この要項は、平成30年10月1日から施行する。

2 入札参加資格の認定の有効期間が平成31年3月31日までのものにあつては、なお従前の例による。

附 則

この要項は、令和2年8月7日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要項は、令和4年10月1日から施行する。

2 入札参加資格の認定の有効期間が令和5年3月31日までのものにあつては、なお従前の例による。

附 則

1 この要項は、令和6年10月1日から施行する。

2 入札参加資格の認定の有効期間が令和7年3月31日までのものにあつては、なお従前の例による。

- 1 この要項は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 入札参加資格の認定の有効期間が令和9年3月31日までのものにあつては、なお従前の例による。

別記様式（A 4 縦）

等 級 変 更 申 出 書

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

商号又は名称

代表者役職・氏名

次のとおり、認定を受けている営業種目の等級の下位への変更を申し出ます。

1 認定番号_____

2 認定通知年月日 令和 年 月 日

3 申出営業種目

※下記の欄に下位への変更を希望する営業種目コード（一般委託・物品のみ）を記入してください。

4 添付書類 競争入札参加資格認定通知書の写し